

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第1回定例会における各常任委員会での主な審査内容についてお知らせします。

◇審査内容の詳細は会議録に掲載します。また、常任委員会の模様は、常任委員会中継から視聴することができます。公開期間は、会議録が掲載されるまでです。



常任委員会中継

企画総務委員会

「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】総務省からの通知に基づき、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤報酬の創設、出勤報酬の額等、非常勤消防団員の報酬等に係る基準が定められたことに伴い、規定を整備するもの。

【主な質疑】

問 費用弁償から報酬に変えた意図、意義は。

答 消防庁の検討委員会の報告書に「災害が激甚化・多様化する中、出勤手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は年額報酬のみとなり、団員の活動や労苦に応じた報酬にならない。大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に出勤しているにも関わらず、自治体によって出勤手当の額が異なる点は一般的に受け入れがたい」という意見が出された。こうした課題への対応として、これまでの費用弁償としての出勤手当については、出勤に応じた報酬制度、出勤報酬を創設するよう基準の中で定められた。

費用弁償は職務の執行等に要した経費を補うために支給される金銭、報酬は勤務量に応じた一定の水準が支払われるもので、勤務の反対給付という性格がある。この点で費用弁償と報酬は大きく異なるものと考えられる。他市との報酬格差等も含めどのような検証がされたのか。

答 年額報酬、出勤旅費は近隣市と比較しても標準的な水準だと消防委員会より

意見をいただいている。
【結果】賛成全員で可決



「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】今年度の一般職の職員の給与改定について職員団体との協議が調ったことから一般職の職員の給与を改めるもの。

【主な質疑】

問 初任層から若年層の引上げに重点を置くことになった背景は。

答 公民較差の解消を図る中で、人材を確保したい観点から初任層に重点を置いたと報告に表記されている。例年12月に職員給与の見直しが行われているが、今回この時期に改定を行うことになった経緯は。

答 通常、行政職給料表(一)と一緒に改定をしているが、今年度は12月議会の日程が若干早かったこと、労使交渉の日程、各市の改定状況等の確認もあり、今回の上程に至った。
【結果】賛成多数で可決



文教厚生委員会

「国民健康保険条例の一部を改正する条例」

【説明】健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の支給額を、48万8千円に、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を22万円に改正するもの。

【主な質疑】

問 出産費用の見える化について。

答 分娩費用だけでなく、医療機関によって異なる状況であり、該当金額を明確にしながら、現実に見合った金額に沿っていく必要がある。



問 賦課限度額を引き上げた背景は何か。

答 後期高齢者支援金賦課分の超過世帯割合が2%を超え、前年比較で大幅に増加しているため。

【結果】賛成全員で可決

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

【説明】児童福祉法の一部改正により、児童の安全に関し、国の定める基準に従わなければならないとされ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正されたことに伴い、改正を行うもの。

【主な質疑】

問 条例改正前の現行における業務継続計画に該当するものは何か定めているのか。
【結果】賛成全員で採択

建設環境委員会

「手数料条例の一部を改正する条例」

【説明】建築基準法等の一部改正に伴い、手数料条例における所要の規定を整備するもの。改正の内容は、容積率不算入に係る認定制度の創設、高さ制限に係る特例許可の拡充についての手数料の新設、建築物エネルギー消費性能向上計画と低炭素建築物新築等計画の認定についての手数料の新設等。

【主な質疑】

問 手数料条例の具体的な改正内容とそれに伴う改正の影響は。

答 機械室の容積率を緩和する制度は現在もある。省令に定める基準に適合していれば、建築審査会の同意なしで、特定行政庁の認定により容積率に不算入できるため、手続の円滑化が図られる。また、特例許可や対象行為の拡充により省エネ改修等がやりやすくなる。より簡便に設計が進められることで申請がしやすくなると考える。
【結果】賛成全員で可決



「高齢者アパート条例の一部を改正する条例」

【説明】住宅確保要配慮者が地域で自立した生活を送ることができるよう、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを構築した上で廃止する基本方針の下、

アパート所有者と返還に関する協議を行ってきた。このたび市内高齢者アパート3棟のうち寿荘については、令和4年度末をもって廃止することとし、所要の規定を改正するもの。

【主な質疑】

問 入居者の転居に係る新居の家賃や引越越し費用などの負担は、どのようにしているのか。

答 転居に係る費用は、高齢者アパート廃止に向けた移転のために、家賃等を助成する制度を設けて対応している。移転先での家賃の他、移転費用等を補助しており、一般的な住宅に移転された方を対象としている。所有者とはどのような協議がなされてきたのか。また、居住者への説明や対応の経緯は。

答 高齢者アパートは住宅セーフティネットを構築した上で廃止をしていくという方針を定め、取り組んでいる。所有者には、その方針を示した上で、具体的な時期等は逐次調整している。居住者にも必要な場合に依りて情報提供しているが、居住の安定の観点から、おおむね1年前の段階で、廃止の時期等も含めた説明等をし、転居先を探す等の取組に移行している。
【結果】賛成全員で可決

